

令和5年2月9日開会

# 令和5年2月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	令和5年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	令和5年度徳島県用度事業特別会計予算	19
第 3 号	令和5年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	21
第 4 号	令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	23
第 5 号	令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	25
第 6 号	令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	27
第 7 号	令和5年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	29
第 8 号	令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	31
第 9 号	令和5年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	33
第 10 号	令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	35
第 11 号	令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	37
第 12 号	令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	39
第 13 号	令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	41
第 14 号	令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	43
第 15 号	令和5年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	45
第 16 号	令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	47
第 17 号	令和5年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	51
第 18 号	令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	53
第 19 号	令和5年度徳島県証紙収入特別会計予算	55
第 20 号	令和5年度徳島県公債管理特別会計予算	57
第 21 号	令和5年度徳島県給与集中管理特別会計予算	59

第	22	号	令和5年度徳島県病院事業会計予算	61頁
第	23	号	令和5年度徳島県電気事業会計予算	65
第	24	号	令和5年度徳島県工業用水道事業会計予算	69
第	25	号	令和5年度徳島県土地造成事業会計予算	73
第	26	号	令和5年度徳島県駐車場事業会計予算	75
第	27	号	令和5年度徳島県流域下水道事業会計予算	77
第	28	号	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部改正について	81
第	29	号	徳島県職員定数条例の一部改正について	83
第	30	号	徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例の制定について	85
第	31	号	徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について	87
第	32	号	児童福祉法施行条例の一部改正について	89
第	33	号	徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について	91
第	34	号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	93
第	35	号	徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正について	95
第	36	号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について	97
第	37	号	徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	99
第	38	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	101
第	39	号	徳島県都市公園条例の一部改正について	103
第	40	号	徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について	105
第	41	号	徳島県公文書等の管理に関する条例の制定について	111
第	42	号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	123
第	43	号	徳島県立学校設置条例の一部改正について	125
第	44	号	徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について	127

第 45 号	徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について	129
第 46 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	131
第 47 号	令和 4 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金の追加について	133
第 48 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について	135
第 49 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 3 期中期計画の変更に関する認可について	137
第 50 号	権利の放棄について	139
第 51 号	権利の放棄について	141
第 52 号	権利の放棄について	143
第 53 号	電力需給契約の解除に伴う民法上の和解について	157
第 54 号	徳島県立東部防災館の指定管理者の指定について	159
第 55 号	包括外部監査契約について	161
第 56 号	県道の認定について	163
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	165
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	167
報告第 3 号	損害賠償（児童福祉施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	169
報告第 4 号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	171



## 第 1 号

## 令和 5 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

令和5年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ502,781,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 84,000,000
	1 県 民 税	28,209,457
	2 事 業 税	21,094,355
	3 地 方 消 費 税	16,421,168
	4 不 動 産 取 得 税	1,448,585
	5 県 た ば こ 税	813,859
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	260,671
	7 軽 油 引 取 税	5,327,476
	8 自 動 車 税	10,407,710
	9 鉦 区 税	1,304
	10 狩 猟 税	11,980
11 旧 法 に よ る 税	3,435	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		36,349,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	36,349,000



3 地 方 譲 与 税		14,642,000
1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税		12,846,000
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税		1,538,000
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		60,000
4 自 動 車 重 量 譲 与 税		79,000
5 森 林 環 境 譲 与 税		118,000
6 航 空 機 燃 料 譲 与 税		1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		330,000
1 地 方 特 例 交 付 金		330,000
5 地 方 交 付 税		149,500,000
1 地 方 交 付 税		149,500,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		220,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		220,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		873,193
1 分 担 金		181,047
2 負 担 金		692,146
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,757,795

	1 使 用 料	4,181,258
	2 手 数 料	1,576,537
9 国 庫 支 出 金		70,072,476
	1 国 庫 負 担 金	29,994,636
	2 国 庫 補 助 金	39,192,385
	3 委 託 金	885,455
10 財 産 収 入		758,778
	1 財 産 運 用 収 入	472,372
	2 財 産 売 払 収 入	286,406
11 寄 附 金		13,807
	1 寄 附 金	13,807
12 繰 入 金		85,011,323
	1 特 別 会 計 繰 入 金	63,603,059
	2 基 金 繰 入 金	21,408,264
13 繰 越 金		2,000,000
	1 繰 越 金	2,000,000
14 諸 収 入		14,428,628

		1 延滞金, 加算金及び過料等	82,510
		2 県預金利子	650
		3 公営企業貸付金元利収入	2,040,000
		4 貸付金元利収入	3,719,122
		5 受託事業収入	961,127
		6 収益事業収入	2,765,499
		7 雑入	4,859,720
15 県	債		38,824,000
		1 県債	38,824,000
	歳入	合計	502,781,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 993,959
	1 議会費	993,959
2 総務費		25,515,060
	1 総務管理費	12,784,071

		2 企 画 費	4,925,058
		3 徴 税 費	2,545,019
		4 市 町 村 振 興 費	1,011,265
		5 選 挙 費	624,816
		6 防 災 費	3,010,560
		7 統 計 調 査 費	289,716
		8 人 事 委 員 会 費	143,330
		9 監 査 委 員 費	181,225
	3 民 生 費		67,963,669
		1 社 会 福 祉 費	49,474,498
		2 児 童 福 祉 費	13,791,261
		3 生 活 保 護 費	4,697,910
	4 衛 生 費		35,308,467
		1 公 衆 衛 生 費	8,545,994
		2 環 境 衛 生 費	3,703,200
		3 保 健 所 費	1,609,772
		4 医 薬 費	14,734,819

		5 病 院 事 業 費	6,714,682
	5 勞 働 費		4,330,620
		1 勞 政 費	3,180,685
		2 職 業 訓 練 費	1,038,718
		3 勞 働 委 員 会 費	111,217
	6 農 林 水 産 業 費		29,131,325
		1 農 業 費	4,506,262
		2 園 芸 費	588,394
		3 畜 産 業 費	1,347,230
		4 農 地 費	10,019,328
		5 林 業 費	10,397,520
		6 水 産 業 費	2,272,591
	7 商 工 費		66,889,785
		1 商 業 費	61,696,113
		2 工 鉱 業 費	3,751,090
		3 観 光 費	1,442,582
	8 土 木 費		50,390,927

		1 土 木 管 理 費	3,716,412
		2 道 路 橋 り よ う 費	22,248,776
		3 河 川 海 岸 費	13,192,421
		4 港 湾 費	4,152,466
		5 都 市 計 画 費	5,696,245
		6 住 宅 費	1,384,607
	9 警 察 費		21,445,874
		1 警 察 管 理 費	19,254,754
		2 警 察 活 動 費	2,191,120
	10 教 育 費		83,596,215
		1 教 育 総 務 費	11,427,751
		2 小 学 校 費	24,096,405
		3 中 学 校 費	14,316,113
		4 高 等 学 校 費	18,417,453
		5 特 別 支 援 学 校 費	9,927,164
		6 社 会 教 育 費	4,204,584
		7 保 健 体 育 費	1,206,745

11 災 害 復 旧 費		10,596,200
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,499,200
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,997,000
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
12 公 債 費		68,215,386
	1 公 債 費	68,215,386
13 諸 支 出 金		38,253,513
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	16,151,371
	2 利 子 割 交 付 金	52,990
	3 配 当 割 交 付 金	1,130,707
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	672,982
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	1,592,730
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	18,218,597
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	182,126
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	10,000
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	242,000
	10 利 子 割 精 算 金	10

14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	502,781,000

## 第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
6 農林水産業費	6 水産業費	椿泊荷さばき所整備事業	千円 3,000,000	5	千円 200,000	
				6	800,000	
				7	1,700,000	
				8	300,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	大鳴門橋自転車道設置事業	2,800,000	5	100,000	
				6	500,000	
				7	1,200,000	
				8	900,000	
				9	100,000	
	5 都市計画費		末広住吉高架橋上部工架設事業	1,700,000	5	200,000
					6	400,000



				7	500,000
				8	600,000
		鳴門総合運動公園野球場 改築事業	6,960,000	5	660,000
				6	2,340,000
				7	2,360,000
				8	1,600,000
10 教 育 費	6 社 会 教 育 費	新ホール整備事業	19,793,000	5	1,258,000
				6	4,584,000
				7	10,596,000
				8	3,355,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
徳島県消防学校等改修事業工事請負等契約	令和6年度	104,540千円
徳島県立東部防災館の管理運営協定	自 令和6年度 至 令和14年度	1,215,000千円
奨学金返還支援費に係る補助金	自 令和5年度 至 令和23年度	240,000千円
移住促進支援費に係る補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	15,000千円

地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 令和5年度 至 令和15年度	元金 1,075,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
合同庁舎受変電設備改修工事請負契約	令和6年度	160,000千円
納税通知書等作成業務委託契約	令和6年度	15,000千円
県庁総合サービスネットワーク基幹機器賃貸借契約	自 令和6年度 至 令和11年度	79,200千円
徳島県立埋蔵文化財総合センター受変電設備改修工事請負契約	令和6年度	33,800千円
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自 令和6年度 至 令和7年度	1,656千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	令和6年度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	令和6年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	令和6年度	46,400千円
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 令和6年度 至 令和16年度	融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
家畜保健衛生所再編整備事業工事請負等契約	令和6年度	380,000千円

<p>公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約</p>	<p>自 令和5年度 至 令和61年度</p>	<p>融資額 175,324千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額</p>
<p>中山間地域農村活性化総合整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>30,000千円</p>
<p>基幹農道整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>30,000千円</p>
<p>広域営農団地農道整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>80,000千円</p>
<p>経営体育成基盤整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>10,000千円</p>
<p>農業水利施設保全対策事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>980,000千円</p>
<p>農業水利施設保全合理化事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>39,000千円</p>
<p>耕地地すべり防止事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>80,000千円</p>
<p>老朽ため池等整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>140,000千円</p>
<p>農地海岸保全施設整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>40,000千円</p>
<p>広域漁港整備事業工事請負等契約</p>	<p>令和6年度</p>	<p>230,000千円</p>

水産物供給基盤機能保全事業工事請負等契約	令和6年度	300,000千円
水域環境保全創造事業工事請負等契約	令和6年度	60,000千円
漁港海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和6年度	120,000千円
県単独漁港漁場整備事業工事請負等契約	令和6年度	30,000千円
森林基盤整備事業工事請負等契約	令和6年度	200,000千円
治山事業工事請負等契約	令和6年度	150,000千円
林野地すべり防止事業工事請負等契約	令和6年度	50,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 令和6年度 至 令和15年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証
徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 令和6年度 至 令和15年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	令和6年度	5,000千円
道路維持管理業務委託契約	令和6年度	250,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	令和6年度	70,000千円
路側整備事業工事請負等契約	令和6年度	40,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和6年度	480,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和6年度	1,300,000千円

交通安全対策事業工事請負等契約	令和6年度	5,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	令和6年度	40,000千円
街路事業工事請負等契約	令和6年度	300,000千円
公園整備事業工事請負等契約	令和6年度	400,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和6年度	50,000千円
河川海岸維持管理業務委託契約	令和6年度	150,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	令和6年度	20,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和6年度	200,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	令和6年度	170,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	令和6年度	100,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和6年度	100,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	令和6年度	100,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	令和6年度	50,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	令和6年度	100,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	令和6年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	令和6年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和6年度	80,000千円

急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	令和6年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	令和6年度	1,000,000千円
港湾海岸施設維持補修事業工事請負等契約	令和6年度	250,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和6年度	90,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和6年度	400,000千円
港湾環境整備事業工事請負等契約	令和6年度	140,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	令和6年度	300,000千円
高校施設整備事業工事請負等契約	令和6年度	461,709千円
県立高等学校空調設備等賃貸借契約	自 令和6年度 至 令和19年度	502,547千円
県立高等学校総合寄宿舍（三好寮）増設事業工事請負等契約	令和6年度	357,123千円
駐在所整備等PFI事業契約	自 令和6年度 至 令和30年度	6,850千円
警察署整備事業工事請負等契約	令和6年度	163,988千円
運転者管理システム機器賃貸借契約	自 令和6年度 至 令和11年度	420,000千円
緊急配備支援システム電子計算機等賃貸借契約	自 令和6年度 至 令和11年度	552,000千円

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 312,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
防災事業	284,000			
社会福祉事業	327,000			
児童福祉事業	11,000			
公衆衛生事業	87,000			
環境衛生事業	29,000			
職業訓練事業	16,000			
農業事業	109,000			
畜産事業	218,000			
農地事業	2,715,000			
林業治山事業	2,163,000			
水産事業	438,000			
商業事業	4,000			
工鉱業関係事業	23,000			
観光事業	188,000			

土木管理事業	7,000			
道路橋りょう事業	10,348,000			
河川海岸事業	6,991,000			
港湾事業	1,439,000			
都市計画事業	2,416,000			
住宅事業	212,000			
警察関係事業	663,000			
教育総務事業	160,000			
高等学校整備事業	1,118,000			
特別支援学校整備事業	1,948,000			
社会教育事業	1,187,000			
土木施設災害復旧事業	3,281,000			
公用公共用施設災害復旧事業	94,000			
臨時財政対策債	2,036,000			
計	38,824,000			



## 第 2 号

## 令和 5 年度徳島県用度事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,712,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,712,784
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	196,544
	3 諸 収 入	1,516,040
歳 入	合 計	1,712,784

## 歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		千円 1,712,784
	1 用 度 事 業 費	1,712,784
歳 出	合 計	1,712,784

## 第 3 号

## 令和5年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,521,875
	2 諸 収 入	782,675
歳 入 合 計		2,304,550

## 歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

## 第 4 号

## 令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和5年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 212,522
	1 繰 入 金	172,363
	2 諸 収 入	40,159
歳 入 合 計		212,522

## 歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 212,522
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	52,722
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	52,363
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	107,437
歳 出	合 計	212,522

## 第 5 号

## 令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 223,446
	1 繰 越 金	116,548
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		223,446

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 223,446
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	223,446
歳 出	合 計	223,446



## 第 6 号

## 令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,222,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 73,222,636
	1 分担金及び負担金	19,462,871
	2 国庫支出金	21,677,642
	3 前期高齢者交付金	26,005,636
	4 共同事業交付金	133,172
	5 財産収入	277
	6 繰入金	4,943,038

	7 繰越金	1,000,000
歳入	合計	73,222,636

## 歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 73,222,636
	1 国民健康保険事業費	73,222,359
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	277
歳出	合計	73,222,636

## 第 7 号 令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,151,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 2,151,169
	1 繰 入 金	1,028
	2 諸 収 入	470,141
	3 県 債	1,680,000
歳 入 合 計		2,151,169

## 歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 2,151,169
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	2,151,169
歳 出 合 計		2,151,169

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 1,680,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,375,585千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,375,585
	1 繰 入 金	63,624,600
	2 繰 越 金	64,454
	3 諸 収 入	62,686,531
歳 入 合 計		126,375,585

## 歳 出

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業費		126,375,585千円
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,375,585
歳 出 合 計		126,375,585

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和6年度 至 令和13年度	2,500,000千円

## 第 9 号

## 令和5年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,408千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金収入		千円 36,408
	1 繰越金	29,361
	2 諸収入	7,047
歳 入 合 計		36,408

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 36,408
	1 中小企業近代化資金貸付金	36,408
歳 出	合 計	36,408



## 第 10 号

## 令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和5年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 67,246
	1 財 産 収 入	63,634
	2 繰 越 金	3,602
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	67,246

## 歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 67,246
	1 徳島ビル管理事業費	67,246
歳 出	合 計	67,246

第 11 号

令和 5 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 1,799
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	1,000
	3 諸 収 入	500
歳 入	合 計	1,799

## 歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 1,799
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	1,799
歳 出	合 計	1,799

第 12 号

令和 5 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 251,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	245,001
	3 諸 収 入	5,002
歳 入	合 計	251,978

## 歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 251,978
	1 林業改善資金貸付金	251,978
歳 出	合 計	251,978

## 第 13 号

## 令和 5 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 220,975
	1 財 産 収 入	130,102
	2 繰 入 金	82,753
	3 繰 越 金	7,905
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		220,975

## 歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 220,975
	1 県有林県行造林事業費	220,975
歳 出	合 計	220,975



## 第 14 号

## 令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,887千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,887
	1 繰 入 金	885
	2 繰 越 金	72,742
	3 諸 収 入	7,260
歳 入	合 計	80,887

## 歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,887
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,887
歳 出	合 計	80,887

第 15 号

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,049,697千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,049,697
	1 財 産 収 入	1,146,524
	2 繰 入 金	400,000
	3 繰 越 金	33,023
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	470,000	
歳	入	合	計	2,049,697

## 歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 2,049,697	
	1 公用地公共用地取得事業費		2,048,846	
	2 土地開発基金積立金		851	
歳	出	合	計	2,049,697

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 470,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 5 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,779,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 2,779,787
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	974,120
	2 財 産 収 入	54,385

	3 繰入金	300,000
	4 繰越金	50
	5 諸収入	267,232
	6 県債	1,184,000
歳入	合計	2,779,787

## 歳出

款	項	金額
1 港湾等整備事業費		千円 2,779,787
	1 港湾等整備事業費	2,171,567
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	510,000
	3 空港周辺整備事業費	98,220
歳出	合計	2,779,787

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約	令和6年度	30,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 921,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港津田地区整備事業	263,000			
計	1,184,000			





## 第 17 号

## 令和5年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和5年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,821千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 137,821
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	127,950
	3 諸 収 入	9,673
歳 入	合 計	137,821

## 歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 137,821
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	137,821
歳 出	合 計	137,821

## 第 18 号

## 令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和5年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ235,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 235,500
	1 財 産 収 入	1,203
	2 繰 越 金	102,806
	3 諸 収 入	131,491
歳 入 合 計		235,500

## 歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 235,500
	1 奨 学 金 貸 付 金	235,500
歳 出	合 計	235,500

## 第 19 号

## 令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 5 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,289,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,289,000
	1 証 紙 収 入	2,429,600
	2 繰 越 金	859,400
歳 入 合 計		3,289,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,289,000 <small>千円</small>
	1 他 会 計 繰 出 金	3,289,000
歳 出	合 計	3,289,000

第 20 号

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 5 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,149,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 97,149,000
	1 繰 入 金	68,211,000
	2 県 債	28,938,000
歳 入	合 計	97,149,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 97,149,000
	1 公 債 費	97,149,000
歳 出	合 計	97,149,000

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 28,938,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。



## 第 21 号

## 令和5年度徳島県給与集中管理特別会計予算

令和5年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,048,157千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,048,157
	1 給 与 振 替 収 入	30,048,157
歳 入	合 計	30,048,157

## 歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		30,048,157 <sup>千円</sup>
	1 給 与 費	30,048,157
歳 出	合 計	30,048,157

## 第 22 号

## 令和 5 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	203,496人
	外	来	245,187人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	556人
	外	来	1,009人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		84,707千円
	医療器械及び備品購入費		739,372千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			26,927,141千円
第1項 医 業 収 益			23,069,790千円
第2項 医 業 外 収 益			3,857,351千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			28,272,097千円
第1項 医 業 費 用			26,927,801千円

第2項 医 業 外 費 用 1,344,296千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,230,624千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,062千円及び過年度分損益勘定留保資金1,228,562千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 3,845,432千円  
 第1項 企 業 債 794,000千円  
 第2項 負 担 金 1,049,280千円  
 第3項 他会計からの借入金 2,000,000千円  
 第4項 補 助 金 2,152千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 5,076,056千円  
 第1項 建 設 改 良 費 824,079千円  
 第2項 企 業 債 償 還 金 2,011,977千円  
 第3項 他会計からの借入金償還金 2,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 794,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,354,972千円  
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,370,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	磁気共鳴断層撮影装置	一式

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 23 号

## 令和 5 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	331,500,000 k W h
	太陽光発電所	4,641,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	811,599千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,812,102千円
第1項 営業	収益	3,804,574千円
第2項 財務	収益	1,588千円
第3項 事業外	収益	5,940千円
支		出
第1款 事業	費用	3,529,213千円
第1項 営業	費用	3,389,397千円
第2項 財務	費用	1千円
第3項 事業外	費用	134,815千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額503,808千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額73,678千円及び建設改良積立金430,130千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	313,519千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	300千円
第2項 他 会 計 長 期 貸 付 金 等 返 還 金	312,386千円
第3項 そ の 他 収 入	833千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	817,327千円
第1項 建 設 改 良 費	811,599千円
第2項 投 資	5,728千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 事 業 費 用	1 営 業 費 用	川口発電所1号水車発電機改良事業	千円 728,911	5	千円 122,460
				6	551,799
				7	54,652
		日野谷発電所1号制御装置取替事業	20,000	5	5,385
				6	9,231
				7	5,384
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	川口発電所1号水車発電機改良事業	164,931	5	62,625



				6	97,353
				7	4,953

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所取水口ゲート修繕事業工事請負契約	令和6年度	54,875千円
川口ダムゲート制御装置修繕事業工事請負契約	令和6年度	41,741千円
水力発電集中監視制御システム修繕事業工事請負契約	令和6年度	95,864千円
マリンピア沖洲太陽光発電所閉鎖型配電盤等修繕事業工事請負契約	令和6年度	26,373千円
日野谷発電所送電線継電器盤取替事業工事請負契約	令和6年度	73,606千円
川口寮建替事業工事請負契約	令和6年度	284,695千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 977,163千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 24 号

## 令和5年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,391,580m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,660,580m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	28,731,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	184,130m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,630m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	78,500m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	381,383千円
		阿南工業用水道改良工事	109,189千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,283,982千円
第1項 営業	収	益	1,221,910千円
第2項 営業外	収	益	62,072千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,237,069千円
第1項 営業	費	用	1,212,727千円
第2項 営業外	費	用	24,342千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額566,336千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,352千円及び過年度分損益勘定留保資金526,984千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	57,691千円
第1項 固定資産売却代	1,151千円
第2項 工事負担金	56,540千円
支 出	
第1款 資本的支出	624,027千円
第1項 建設改良費	490,572千円
第2項 企業債償還金	35,249千円
第3項 他会計長期借入金償還金	85,186千円
第4項 国庫補助金返還金	13,000千円
第5項 投資	20千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水機設備改良事業工事請負契約	令和6年度	47,500千円
有線テレメータ装置取替事業工事請負契約	令和6年度	7,398千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

228,980千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 25 号

## 令和 5 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,594千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		7,785千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		45千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,827千円
第1項 営 業 費 用		1,826千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門





## 第 26 号

## 令和 5 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |          |          |
|-----------------|----------|----------|
| (1) 収 容 台 数     | 525台     |          |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 11,170千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		65,755千円
第1項 営 業 収 益		65,060千円
第2項 営 業 外 収 益		695千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		63,461千円
第1項 営 業 費 用		63,460千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,170千円は、過年度分損益勘定留保資金11,170千円で補てんするものとする。)

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		11,170千円
第1項 建 設 改 良 費		11,170千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 27 号

## 令和 5 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数   | 5市町                     |
| (2) 年間総処理水量   | 2,730,000m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均処理水量  | 7,459m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業 |                         |
| 流域下水道整備事業     | 13,000千円                |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,004,001千円
第1項 営業収益		340,943千円
第2項 営業外収益		663,058千円
支 出		
第1款 事業費用		1,004,001千円
第1項 営業費用		895,235千円
第2項 営業外費用		108,766千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		602,251千円

第1項 企 業 債	327,000千円
第2項 補 助 金	244,655千円
第3項 負 担 金	30,596千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	602,251千円
第1項 建 設 改 良 費	13,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	562,051千円
第3項 他会計長期借入金償還金	27,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 327,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,413千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、364,045千円である。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第二十八号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部改正について

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第三十一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第三十二条第六項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十八条」を「第二十条」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十一条の改正規定（「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 第三十一条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）及び第三十二条第六項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号） 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- 三 第三十二条第六項の改正規定（「第十八条」を「第二十条」に改める部分に限る。） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

提案理由

エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十九号

徳島県職員定数条例の一部改正について

徳島県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県職員定数条例（昭和二十四年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表病院局の職員の項中「一、〇八〇人」を「一、二四〇人」に改める。

附則第三項を削る。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

### 提案理由

県立病院の医療従事者を増員することにより、その医療の充実を図るため、病院局の職員の定数を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十号

徳島県職員 of 定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例の制定について

徳島県職員 of 定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員 of 定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例

(設置)

第一条 職員の定年の段階的な引上げの期間において職員に支給すべき退職手当（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の規定による退職手当をいう。以下同じ。）に充てるため、徳島県職員 of 定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、退職手当の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附則**

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

**提案理由**

職員の定年の段階的な引上げの期間において職員に支給すべき退職手当に充てるため、徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十一号

徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

徳島県長期継続契約に関する条例（平成十七年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 車両の借入れの契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公用車について、環境への負荷が少ない自動車の導入を推進するとともに、適切な車両機能を備えた公用車の調達を計画的に行うため、新たに車両の借入れの契約を長期継続契約の対象とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第三十二号

児童福祉法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定及び第十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第三十二号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第六条第一項中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第三十四号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の二の項中「一万百円」を「九千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に要する費用が減少することに鑑み、当該事務に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十五号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正について

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同じ。」の下に「又は規則で定める県外の大学（以下「県外大学」という。）」（以下これを「対象大学」という。）を加える。

第三条第一項中「もの」の下に「（県外大学に在学している者にあつては、第三号に掲げるものに限る。）」を加え、同条第三項中「大学」を「対象大学」に改める。

第六条第一項第一号中「第二条第一号に規定する大学」を「対象大学」に改め、「公的医療機関等」の下に「（県外大学を卒業した者にあつては、規則で定める県外の医療機関を含む。）」を加える。

第七条第一項第二号中「第二条第一号に規定する大学」を「対象大学」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県医師修学資金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二条第一号に規定する対象大学に入学する者について適用する。

提案理由

地域において必要な医師の育成及び確保に資するため、医師修学資金の貸与の要件に係る大学の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する

理由である。

## 第三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条から第八条までの規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第三十七号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正）」を付し、附則に次の二項を加える。

（利用の制限）

3 第二条の規定にかかわらず、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、放牧場を利用させない。  
（利用を制限する期間における管理）

4 第三条の規定にかかわらず、前項に規定する期間においては、放牧場の管理は、知事が行う。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県腕山放牧場における牧草量の減少及び害虫の発生量の増加に鑑み、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、その利用を制限する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第三十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の次に次のように加える。

五十五の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	二万七千円
--	-------

別表第一の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二 建築基準法第五十三条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	三万三千元
---	-------

別表第一の五十九の項の次に次のように加える。

五十九の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	十六万円
--	------

別表第一の六十の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表の七十の項中「の建築物」の下に「の敷地」を加え、同表の七十五の項中「既存建築物及び当該建築物を前提として建築される建築物」を「建築物の敷地」に、「既

存建築物を」を「その位置及び構造が前提とされる現に存する建築物を」に改め、同表の七十五の二の項中「の建築物」の下に「の敷地等」を加え、同表の七十五の三の項中「既存建築物及び当該建築物を前提として建築される建築物」を「建築物の敷地等」に、「既存建築物を」を「その位置及び構造が前提とされる現に存する建築物を」に改め、同表の七十六の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十六の二の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十六の三の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十七の項中「一又は二以上の建築物等の」を削る。

#### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築物の容積率に関する特例の認定等の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、令第五条第四項の運動施設を徳島県鳴門総合運動公園に設ける場合に関する当該条例で定める範囲は、当該運動施設に限り、徳島県鳴門総合運動公園の敷地面積の百分の十二を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第三のその二の表陸上競技場用照明施設の項を次のように改める。

陸上競技場用照明施設				
照度特	照度一	照度二	照度三	照度四
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
一五、五七〇円	一〇、三八〇円	五、一八〇円	三、一一〇円	一、二〇〇円

別表第三備考第七項中「の二」を「及び陸上競技場用照明施設の二」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の三第二項にただし書を加える改正規定 公布の日
- 二 前号に掲げる規定以外の規定 令和五年四月一日

#### 提案理由

徳島県鳴門総合運動公園の野球場の改築に当たり、同公園に設ける運動施設の建築面積の総計の同公園の敷地面積に対する割合の上限を引き上げるとともに、同公園の陸上競技場用照明施設の改修に伴い、使用料の額等を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十号

徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例

## 目次

- 第一章 設置等（第一条）
  - 第二章 所掌事務及び組織（第二条―第九条）
  - 第三章 調査審議の手續（第十条―第十五条）
  - 第四章 雑則（第十六条・第十七条）
- 附則

## 第一章 設置等

**第一条** 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定に基づく機関として、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 次条第一項各号に掲げる諮問については、審査会に対して行うものとし、徳島県行政不服審査会設置条例（平成二十七年徳島県条例第六十三号）の規定は、適用しない。

第二章 所掌事務及び組織  
（所掌事務）

**第二条** 審査会は、次に掲げる諮問に応じ審査請求について調査審議する。

- 一 徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）第二十三条第一項の規定による諮問

二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問

三 徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第四十六条第一項の規定による諮問

2 審査会は、前項に定めるもののほか、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）からの諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議する。

3 審査会は、前二項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号。以下「法施行条例」という。）第九条又は議会個人情報保護条例第五十一条の規定により諮問された事項について調査審議する。

4 審査会は、前三項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について意見を述べることができる。

（組織）

**第三条** 審査会は、委員十二人以内で組織する。

（委員）

**第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（会長）

**第五条** 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

**第六条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。



- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(臨時委員)

- 第七条** 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
  - 3 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、委員とみなして前条の規定を適用する。
  - 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 5 第四条第四項の規定は、臨時委員について準用する。

(部会)

- 第八条** 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（臨時委員を含む。）の互選によりこれを定める。
  - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 5 第五条第三項及び第六条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員（臨時委員を含む。）」と、「審査会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。
  - 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(秘密保持義務)

**第九条** 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**第三章** 調査審議の手続

(定義)

- 第十条** この章において「諮問庁」とは、第二条第一項各号に掲げる諮問を行ったものをいう。
- 2 この章において「公文書」とは、徳島県情報公開条例第十三条第一項に規定する公開決定等に係る同条例第二条第二項に規定する公文書をいう。
  - 3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。
    - 一 個人情報保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第一百零二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報保護法第六十条第一項に規定する保有個人情報

二 議会個人情報保護条例第二十六条第一項、第三十六条第一項又は第四十三条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第二条第四項に規定する保有個人情報

(審査会の調査権限)

**第十一条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員等による調査手続)

**第十二条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員及び臨時委員に、前条第一項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

**第十三条** 審査会は、第十一条第三項の規定による資料の提出又は行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条（個人情報保護法第六十六条第二項において読み替えて適用される場合を含む。）若しくは行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面の写しを提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

**第十四条** 第二条第一項各号に掲げる諮問に依じて審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

**第十五条** 審査会は、第二条第一項各号に掲げる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公

表するものとする。

#### 第四章 雑則

##### (委任)

**第十六条** この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (罰則)

**第十七条** 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の廃止並びに審査会の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において附則第八項の規定による改正前の徳島県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）

第二十三条第一項に規定する徳島県情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）又は法施行条例附則第二項の規定による廃止前の徳島県個人情報保護条例（平成十四年徳島県条例第四十三号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第五十条第一項に規定する徳島県個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者は、施行日に、審査会の委員として任命されたものとみなす。

3 第四条第一項の規定による委員の任命の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 附則第二項の規定により任命されたものとみなされる委員、前項の規定により任命される委員及び施行日から令和六年七月三十一日までの間に任命される委員の任期は、第四条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧情報公開条例の規定により旧情報公開審査会に対してされている諮問その他の行為は、審査会に対してなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定により旧個人情報保護審査会に対してされている諮問その他の行為は、審査会に対してなされたものとみなし、この条例の規定を適用する。

7 法施行条例附則第四項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる旧個人情報保護条例第四十二条第一項に規定する諮問は、審査会に対して行うものとする。この場合において、当該諮問については、個人情報保護法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問とみなし、この条例の規定を適用する。

##### (徳島県情報公開条例の一部改正)

8 徳島県情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「審査請求等」の下に「(第二十一条―第二十四条)」を加え、「第一節 諮問等(第二十条の二―第二十一条)」及び「第二節 徳島県情報公開審査会(第二十三条―第二十八条)」を削り、「第二十九条―第三十一条の二」を「第二十五条―第二十八条」に、「第三十二条―第三十七条」を「第二十九条―第三十三条」に改める。

第三章中第一節の節名及び第二節を削り、第二十二條を第二十四條とする。

第二十一条第一項中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和五年徳島県条例第 号)第一条第一項に規定する徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条を第二十三条とし、第二十条の三を第二十二條とし、第三章中第二十条の二を第二十一条とする。

第四章中第二十九条を第二十五条とし、第三十条を第二十六条とし、第三十一条を第二十七条とし、第三十一条の二を第二十八条とする。

第五章中第三十二条を第二十九条とし、第三十三条から第三十六条までを三条ずつ繰り上げ、第三十七条を削る。

(徳島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

9 旧情報公開条例第二十三条第七項に規定する義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

10 附則第八項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

11 住民基本台帳法施行条例(平成十四年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)第五十条第一項」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和五年徳島県条例第 号)第一条第一項」に、「徳島県個人情報保護審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(議会個人情報保護条例の一部改正)

12 議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「行政不服審査法第八十一条第一項の機関」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和五年徳島県条例第 号)第一条第一項に規定する徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

#### 提案理由

徳島県情報公開審査会及び徳島県個人情報保護審査会を統合し、新たに、諮問に応じ、情報公開決定、個人情報開示決定等に関する審査請求等について調査審議するため、知事の附属機関として、徳島県情報公開・個人情報保護審査会を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十一号

徳島県公文書等の管理に関する条例の制定について

徳島県公文書等の管理に関する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県公文書等の管理に関する条例

## 目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 公文書の管理
  - 第一節 文書の作成（第四条）
  - 第二節 公文書の整理等（第五条―第十一条）
  - 第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第十二条―第二十九条）
  - 第四章 雑則（第三十条―第三十四条）
- 附則

## 第一章 総則

## （目的）

**第一条** この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

## （定義）

**第二条** この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第二十条を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 図書館、博物館その他の規則で定める施設において、当該施設の設置目的に応じて管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史的文化的価値を有する資料である公文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項又は第三項の規定により徳島県立文書館（以下「文書館」という。）に移管されたもの

二 第三十条第三項の規定により文書館に移管されたもの

三 法人その他の団体（県、県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。第十三条第一項第三号において同じ。）又は個人から文書館に寄贈、寄託等がされたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 公文書

二 特定歴史公文書等

（法令又は他の条例との関係）

**第三条** 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第二章 公文書の管理

### 第一節 文書の作成

**第四条** 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の

実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

## 第二節 公文書の整理等

(整理)

**第五条** 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、第十一条第一項に規定する公文書管理規程（以下この条及び第七条において「公文書管理規程」という。）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、公文書管理規程で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（前項の規定により延長された場合）にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

**第六条** 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。  
(公文書ファイル管理簿)

**第七条** 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所その他の必要な事項（徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号。以下「情報公開条例」という。）第八条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、公文書管理規程で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

**第八条** 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の規定による協議に係る公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を文書館に移管するよう求めることができる。この場合においては、当該実施機関は、第一項の規定にかかわらず、当該公文書ファイル等を文書館に移管しなければならない。

4 実施機関は、第一項又は前項の規定により文書館に移管する公文書ファイル等について、第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

**第九条** 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(電子情報システムの利用)

**第十条** 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システム（電子計算機を使用して公文書の管理に関する事務の処理を行う情報システムをいう。）の利用に努めなければならない。

(公文書管理規程)

**第十一条** 実施機関は、公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下この条において「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 公文書ファイル管理簿に関する事項



五 移管又は廃棄に関する事項

六 管理状況の報告に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

**第十二条** 知事は、特定歴史公文書等について、第二十七条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、文書館において永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈、寄託等をしたものの名称又は氏名、移管又は寄贈、寄託等を受けた時期、保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

**第十三条** 知事は、特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が第八条第一項又は第三項の規定により文書館に移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第八条第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第八条第二号、第四号イ若しくはホ、第六号又は第七号に掲げる情報

ハ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が第三十条第三項の規定により文書館に移管されたものであって、同条第四項の規定により、利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合

三 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体又は個人から図書館に寄贈、寄託等がされたものであって、当該期間が経過していない場合

四 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第一項第一号から第三号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからハまでに掲げる情報又は同項第二号の制限若しくは同項第三号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

**第十四条** 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき本人に関する同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の方法）

**第十五条** 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 第十二条第四項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（利用請求に対する決定等）

**第十六条** 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書等の利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

**第十七条** 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、請求書が提出された日から起算して三十日以内になければならない。ただし、第十五条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

**第十八条** 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、請求書が提出された日から起算して六十日以内にその全てについて利用決定等をするこ  
とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の中の相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条を適用する旨及びその理由

二 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第十九条** 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第二項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第八条第一号ロ又は第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第十六条第一項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であつて第十三条第一項第一号ハに該当するものとして第八条第四項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等に移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通

知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、利用決定後直ちに、当該意見書（第二十三条第一項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

**第二十条** 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画、写真及びマイクロフィルムについては閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

**第二十一条** 利用請求に係る特定歴史公文書等（前条ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第二十二条** 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に係る諮問）

**第二十三条** 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和五年徳島県条例第 号）第一条第一項に規定する徳島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第二十四条** 第十九条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

**第二十五条** 知事は、特定歴史公文書等（第十三条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

**第二十六条** 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十三条第一項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

**第二十七条** 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史的文化的価値を有する資料でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

**第二十八条** 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。  
（委任）

**第二十九条** この章に定めるもののほか、特定歴史公文書等の保存、利用等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 雑則

（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）

**第三十条** 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十三条の二第三項に規定する訴訟に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第二章の規定は、適用しない。

2 実施機関は、当該実施機関が管理する刑事訴訟に関する書類のうち、歴史公文書等に該当するものについて、適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、前項に規定する歴史公文書等に該当する刑事訴訟に関する書類について、文書館において保存する必要があると認めるときは、知事と協議し、

当該刑事訴訟に関する書類を文書館に移管することができる。

4 実施機関は、前項の規定により文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(出資法人の文書管理)

**第三十一条** 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。）のうち規則で定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の文書管理)

**第三十二条** 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に県が設置する公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者との間で締結する協定において、前項に規定する指定管理者が講じなければならない措置を明らかにしなければならない。

(研修)

**第三十三条** 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

**第三十四条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第二章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

3 施行日の前日において現に文書館において保存する歴史公文書等（公文書であるものを除く。）及び同日以前に作成し、又は取得した公文書であつて、その保存期間が満了し、実施機関が定めるところにより、歴史的文化的価値を有するものとして施行日以後に文書館に引き渡したものについては、特定歴史公

文書等とみなす。

4 実施機関は、公布日の前日において現に県が設置する公の施設の管理を行わせるために実施機関との間で協定を締結している指定管理者に対し、公布日以後速やかに、当該指定管理者が施行日から講じなければならない第三十二条第一項に規定する措置について通知しなければならない。

5 実施機関は、県が設置する公の施設の管理を行わせるために公布日から施行日の前日までの間に実施機関との間で協定を締結する指定管理者に対し、第三十二条第二項の規定の例により、当該協定において、当該指定管理者が施行日（当該管理を開始する日が施行日後である場合にあつては、当該開始する日）から講じなければならない同条第一項に規定する措置を明らかにしなければならない。

（徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正）

6 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表徳島県立文書館（以下「文書館」という。）の項第一号を次のように改める。

一 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第 号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること。

第二条の表徳島県立文書館（以下「文書館」という。）の項第二号及び第三号中「文書館資料」を「特定歴史公文書等」に改める。

（情報公開条例の一部改正）

7 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十一条」に改める。

第二条第二項第三号を削り、同項第二号中「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第 号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等

第二十九条及び第三十条を削り、第五章中第三十一条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とし、第三十三条を第三十一条とする。

（情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正後の情報公開条例第二条第二項の規定は、施行日以後になされた情報公開条例第六条第一項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）について適用し、施行日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

（徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

9 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第 号）第二十三条第一項の規定による諮問

第二条第四項中「及び個人情報保護制度」を「、個人情報保護制度及び公文書等管理制度」に改める。

第十条に次の一項を加える。

4 この章において「特定歴史公文書等」とは、徳島県公文書等の管理に関する条例第十七条第一項に規定する利用決定等に係る同条例第二条第四項に規定する特定歴史公文書等をいう。

第十一条第一項中「公文書又は保有個人情報」を「公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等」に、「の開示」を「若しくは特定歴史公文書等の開示」に改め、同条第三項中「公文書」の下に「若しくは特定歴史公文書等」を加える。

第十二条中「又は保有個人情報」を「、保有個人情報又は特定歴史公文書等」に改める。

#### 提案理由

県及び地方独立行政法人等の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十二号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、六〇七人」を「二、五五一人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七六〇人」を「四、七四五人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動その他学校教育を取り巻く状況の変化等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十二号

徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立城ノ内高等学校」徳島市北田宮一丁目」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立城ノ内中等教育学校への移行を完了させるため、徳島県立城ノ内高等学校を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十四号

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

徳島県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 サイバー事案（警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下同じ。）に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関する事（他の部の所掌に属するものを除く。）。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

深刻化する情報技術を利用した犯罪等に的確に対処し、警察機能を最大限に発揮することのできる組織体制を確立するため、警務部の所掌事務にサイバー事案に対処するための警察の活動に関する事を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十五号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「 七五人 「 七六人

一五二人 一五四人

四二九人 四三六人

四四三人 を 四五一一人 に改める。

四五六人 四六三人

一、五五五人」 一、五八〇人」

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

深刻化する情報技術を利用した犯罪等に対処する等のための体制を強化するとともに、職員の定年引上げを踏まえ、安定した警察運営を保持するため、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





第四十六号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年二月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の六の項の次に次のように加える。

五十三の七 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	七万九千二百円
五十三の八 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	七万八千五百円

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

道路交通法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、特定自動運行の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 47 号

## 令和 4 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金の追加について

令和 4 年10月 7 日議決を経た港湾建設事業費に対する受益市負担金について次のとおり追加する。

令和 5 年 2 月 9 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾環境整備事業	円 60,000,000	円 9,000,000	% 15	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

## 提案理由

令和 4 年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 48 号

## 徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について

令和3年12月16日議決を経た徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 1,380,170,000円」を「5 契約金額 1,402,830,000円」に改める。

## 提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 49 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画の変更に関する認可について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画の一部を別冊のとおり変更することについて認可する。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画の一部を変更することについて認可するに当たり、同法第83条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 50 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃603,000円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃321,200円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃173,280円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃649,700円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃521,880円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃271,500円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃646,900円に係る債権	同 上

**提案理由**

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 51 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		交通安全施設の損害金682,500円に係る債権	回収不能のため

## 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 52 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,630円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用500円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,140円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用29,040円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,710円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用65,571円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用44,030円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,830円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,920円に係る債権	同 上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用646,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,810円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,490円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用36,920円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用57,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,910円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用31,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用61,640円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,040円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用34,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用52,580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用120,660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用32,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,640円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用147,640円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,310円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用55,820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,070円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,830円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用58,010円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用860円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用82,460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,860円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用25,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用56,930円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用49,890円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用61,820円に係る債権	同	上



		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用21,700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,590円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用107,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,550円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用124,032円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,770円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,860円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用32,070円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用531,380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用121,891円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用120,350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,150円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用113,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,280円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用413,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,690円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用148,559円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用214,690円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用185,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用85,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用290円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,780円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用116,438円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,690円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用36,790円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用110,564円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用770円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用142,561円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用52,070円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用105,806円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,610円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,690円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用154,883円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用260円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用104円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用610円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用370円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用410円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用67,996円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用104,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用425,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用810円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,680円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用410円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用105,560円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,430円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用310円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用122,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用120円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用536,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用118,817円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用212,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用25,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用35,990円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用321,044円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用203,810円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用39,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用83,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用54,849円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用59,260円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用156,709円に係る債権	同	上



		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用102,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用88,000円に係る債権	同	上

## 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 53 号

## 電力需給契約の解除に伴う民法上の和解について

民法第695条の規定により，次のとおり和解する。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和 解 の 相 手 方	和 解 の 要 旨
広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号 株式会社 ウェスト電力	(1) 相手方は，徳島県に対し，和解金として金48,876,264円を支払う。 (2) 本電力需給契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。

## 提案理由

民法第695条の規定による和解について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 54 号

## 徳島県立東部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立東部防災館   |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市万代町五丁目71番地の4, 2F<br>ジオグラフィックデザイン・シンコースポーツ四国共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和5年4月1日から令和15年3月31日まで                              |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 55 号

## 包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的     | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告        |
| 2 契 約 の 始 期     | 令和5年4月1日                       |
| 3 契 約 金 額       | 12,571,429円を上限とする額             |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。                  |
| 5 契 約 の 相 手 方   | 香川県高松市川部町1766番地17<br>梶野正寛（弁護士） |

## 提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 56 号

## 県道の認定について

道路法第7条第1項の規定により，次の道路を県道に認定する。

令和5年2月9日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
阿南美波線	阿南市福井町	海部郡美波町		

## 提案理由

県道の認定について，道路法第7条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡上板町在住 1名	円 12,000	令和4年10月4日	板野郡上板町地内	令和5年1月31日
三好市所在 1法人	120,736	令和4年11月16日	阿波市地内	令和5年1月31日
吉野川市ほか在住 3名 同 所在 1法人	1,714,583	令和4年4月2日	吉野川市地内	令和5年2月1日
徳島市所在 1法人	269,108	令和4年9月5日	徳島市地内	令和5年2月1日



## 報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
海部郡海陽町在住 1名	348,281 <sup>円</sup>	令和3年4月1日	海部郡海陽町地内 (県道久尾穴喰浦線)	令和5年1月30日
阿波市在住 1名	90,000	令和4年7月3日	阿波市地内 (国道318号)	令和5年1月30日
美馬郡つるぎ町在住 1名	638,000	令和4年9月19日	美馬郡つるぎ町地内 (国道438号)	令和5年1月30日
勝浦郡勝浦町在住 1名	275,000	令和4年11月1日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年1月30日
那賀郡那賀町在住 1名	19,000	令和4年11月1日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和5年1月30日



## 報告第3号

損害賠償（児童福祉施設事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

児童福祉施設事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
鳴門市在住 1名	円 175,400	令和4年10月19日	鳴門市 県立徳島学院	令和5年1月19日





## 報告第4号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
岡山県岡山市在住 1名	円 1,860	令和4年11月14日	徳島市地内	令和5年2月1日





